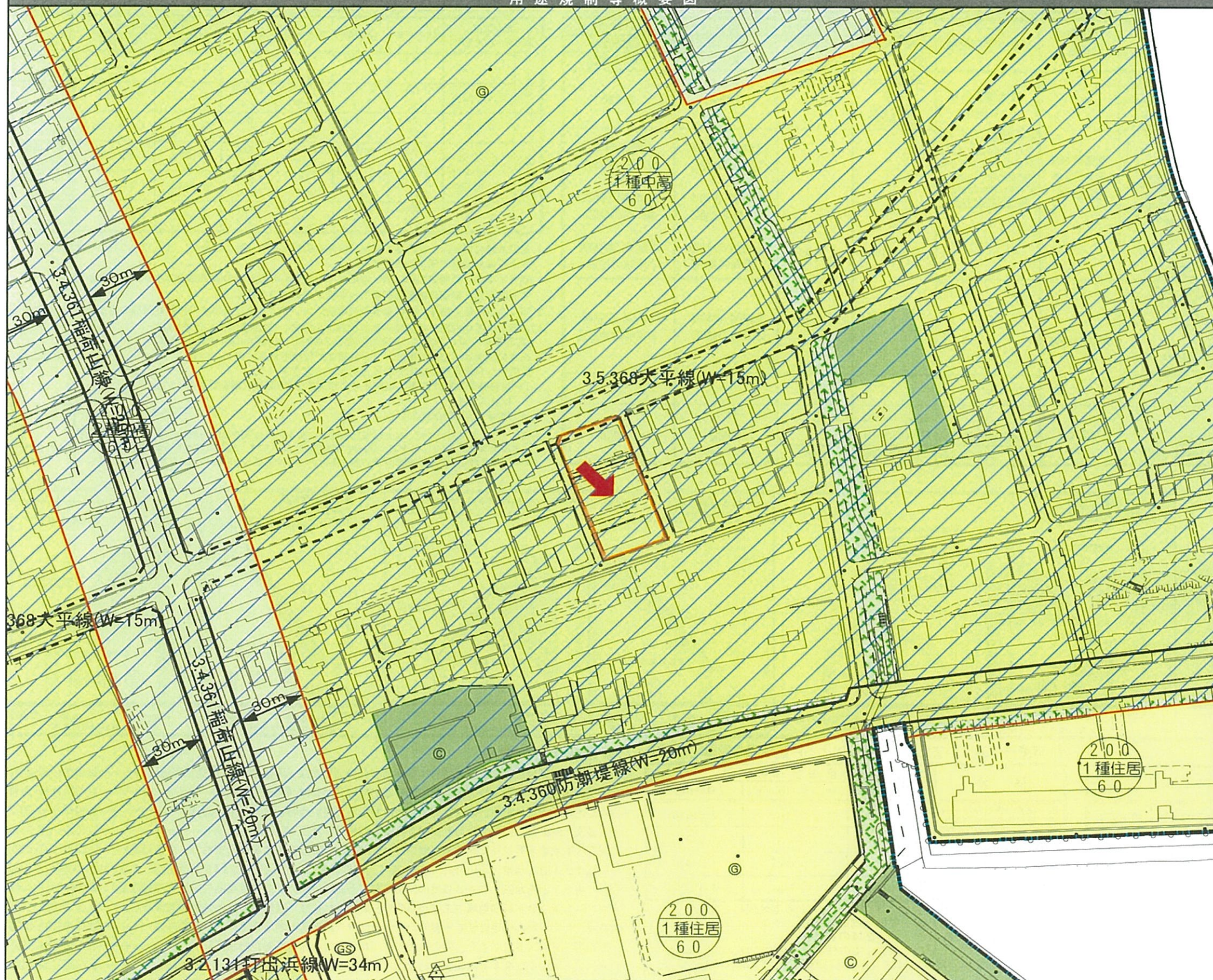


用途規制等概要図



法規制等状況

- ※ 矢印の先端の位置に関する法規制状況一覧
- ◆ 都市計画区域内
阪神間都市計画区域(市街化区域)
 - ◆ 用途地域(建ぺい率/容積率)
第1種中高層住居専用地域(60/200)
 - ◆ 外壁の後退距離
0.7又は1.0m市条例による(1・2中高)
 - ◆ 高度地区(規制の形態は裏面参照)
第2種(1・2中高), 最高高さ15m
 - ◆ 日影規制
4時間/2.5時間(中高層, 住居)
 - ◆ 防火地域等
建築基準法第22条指定区域
 - ◆ 景観地区
芦屋景観地区
 - ◆ 近畿圏整備法による区域
既成都市区域
 - ◆ 屋外広告物条例による地域区分
第2種禁止地域(原則掲出は禁止)
 - ◆ 航空法制限表面区域内
制限表面区域(大阪国際空港)

※地域・地区・形態制限の規制概要については裏面を参照

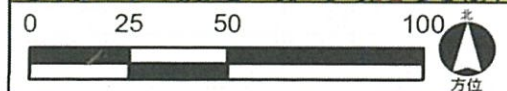
凡例

用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域



その他の地域・地区等

	第一種高度地区		高度利用地区
	第二種高度地区		生産緑地地区
	第三種高度地区		緑の保全地区
	第四種高度地区		保護樹・樹林
	準防火地域		都市計画公園
	地区計画		都市計画緑地
	建築協定		都市計画道路(完了)
	風致地区		〃 (未整備)
	容積界		町の境界



※この図面に表示する都市計画の位置・区域及び縮尺については、概要であり都市計画の内容を証明するものではありません。



【問合せ先】 芦屋市都市環境部都市計画課
TEL: 0797-38-2073(直通)
FAX: 0797-38-2164

【印刷日】 2014年6月19日

